

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百五十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。ただし、同年九月三十日以前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年九月十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅵ区分006中「1,078円」を「1,190円」に改め、同表区分007中「1,094円」を「1,239円」に改め、同表区分008中「913円」を「983円」に改め、同表区分009中「944円」を「1,090円」に改め、同表区分011中「142円」を「135円」に改め、同表区分012中「151円」を「143円」に改める。